

## 審査基準及び標準処理期間

令和4年3月15日作成

法 令 等 名	銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項	第9条の3第1項
処 分 の 概 要	獵銃等射撃指導員の指定
原権者（委任先）	大阪府公安委員会
法 令 等 の 定 め	<p>銃砲刀剣類所持等取締法 第9条の3第1項</p> <p>銃砲刀剣類所持等取締法施行規則</p> <p>第1条（届出及び申請の手続）</p> <p>第12条（推薦等）</p> <p>第42条（獵銃等射撃指導員の基準）</p> <p>第43条（射撃指導員の指定の申請の手続）</p>
審 査 基 準	<p>銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第42条第1項各号について、面接、試験、関係公益法人からの推薦等の方法により審査を行い、全てに適合していれば指定を行う。</p> <p>なお、同規則に定める獵銃等射撃指導員の指定の基準中</p> <p>(1)「銃砲、火薬類及び狩猟に関する法令」とは、銃砲刀剣類所持等取締法、武器等製造法、火薬類取締法、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律等の法律、これらに基づく命令及びこれらに基づく行政庁の处分を指す。</p> <p>(2)「相当な人格識見」とは、獵銃等の射撃に関するものにとどまらず、社会生活全般におけるそれを指す。</p> <p>(3)「相当な知識」、「相當に習熟」とは、一般的な知識、技能にとどまらず、指導の相手方の個別具体的な事案に即して指導可能な程度に知識、技能を有する。</p> <p>という趣旨である。</p>
標 準 処 理 期 間	35日（うち経由期間28日）
申 請 先	住所地を管轄する警察署生活安全課保安係
問 い 合 わ せ 先	住所地を管轄する警察署生活安全課保安係
備 考	